

# やまがた教育コミュニケーション改革行動指針

平成21年3月18日

山形県教育委員会

## 「やまがた教育コミュニケーション改革行動指針」の策定にあたって

教育を取り巻く環境が大きく変化する中、全国的な傾向として、子どもの学ぶ意欲の低下、いじめや不登校の増加、集団生活になじめない児童・生徒の増加などの課題が顕在化しております。

本県は、全国に先駆けた「少人数学級編制」の導入や、「第5次山形県教育振興計画」に基づく、「いのち」、「まなび」、「かかわり」のそれぞれの取組みを推進してきたことにより、学習意欲や学力の向上、非行等の生活指導上の問題が少ない落ち着いた学校生活など、一定の成果が上がっておりますが、全国で顕在化している問題は、本県も同様の傾向にあります。

こうした問題の解決のためには、人と人が心を通い合わせ、「良好な人間関係を構築」できるよう、「人それぞれの違いを認め、対応できる力」（違いを受容する力）や「自分の思いや考えを表現できる力」（自己表現力）など、「コミュニケーション力」を育てていくことが重要であります。

また、子どもたちの問題は、少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの衰退など、現代社会の抱える課題がそのまま子どもたちのありように大きな影響を与えており、子ども一人一人を幼児期から高校卒業まで、継続的に地域社会全体で見守り育てていく取組みが重要であります。

「やまがた教育コミュニケーション改革」は、こうした観点に立って、子どもたちの人間力を育成するため、「コミュニケーション」を核として、学校、家庭、地域における教育活動全般を見直し、心が通い合う教育を実践するものであり、推進にあたりましては、「子どもの発達段階」、「『体験』や『対話』」、「学校、家庭、地域の連携」の3つの視点を重視して取り組んでいくこととしております。

この度、策定いたしました「行動指針」は、県教育委員会からのメッセージとして、こうした取組みにあたっての基本方向とその具体例などを県民の皆様にお示し、それぞれの実情に応じた自主的かつ主体的な取組みの実践に繋げていくものであります。

学校をはじめ、県民の皆様には、取組みの趣旨やそれぞれの役割について、ご理解いただきますとともに、子どもを健やかに育てたいという思いを共有し、学校、家庭、地域が一体となった取組みの推進に向け、ご尽力、ご協力賜りますようお願いを申し上げます。

この行動指針を策定するにあたり、平成19年度から2年にわたり、幅広い視野からご提言を賜りました、学識経験者、社会教育関係者、市町村教育委員会、各校長会（小・中・高・特）、幼稚園・保育所、PTAの代表等の皆様、パブリックコメントにおいてご意見をお寄せいただいた県民の皆様、関係各位に深く感謝申し上げますとともに、さらなるご支援、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年3月

山形県教育委員会教育長 山口 常夫

## やまがた教育コミュニケーション改革行動指針目次

第1章	やまがた教育コミュニケーション改革	1
1	やまがた教育コミュニケーション改革とは	1
2	やまがた教育コミュニケーション改革のめざすもの	1
3	やまがた教育コミュニケーション改革の視点	3
第2章	やまがた教育コミュニケーション改革行動指針	3
1	指針策定の趣旨	3
2	本県教育の現状と課題	3
	(1) 現 状	
	(2) 課 題	
3	学校、家庭、地域の役割	6
	(1) 役割分担の基本的な考え方	
	(2) 学校の役割	
	(3) 家庭の役割	
	(4) 地域の役割	
4	やまがた教育コミュニケーション改革の実践	7
	(1) 実践の基本方針	
	(2) 経営の改革	
	(3) 授業の改革	
	(4) 連携の改革	
	(5) 子どもの発達段階に応じた実践	
第3章	やまがた教育コミュニケーション改革推進のための施策展開	14
1	県民運動の展開に向けた普及啓発の推進	14
2	やまがた教育コミュニケーション改革の視点からの教育施策の充実	14
	(1) 新たな少人数学級編制等の展開	
	(2) 校種間の連携の強化	
	(3) 子どもの発達段階に応じた教育の推進	
	(4) 体験・対話を重視した教育の推進	
	(5) 学校における実践への支援	
3	教師の「ゆとり創造」のための施策の充実	15
4	やまがた教育コミュニケーション改革推進体制の整備	16
5	やまがた教育コミュニケーション改革の評価・検証	17
第4章	やまがた教育コミュニケーション改革の今後の展開	17

## 第1章 やまがた教育コミュニケーション改革

### 1 やまがた教育コミュニケーション改革とは

○ やまがた教育コミュニケーション改革（以下、改革）とは、子どもたちの人間力を育成（注1）するため、「コミュニケーション」（注2）を核として、学校、家庭、地域における教育活動全般を見直し、心が通い合う教育を実践するものです。

○ 本県では、子ども、学校、家庭そして地域社会の現状を踏まえ、あらためて教師、保護者そして地域の人々が「コミュニケーション」の重要性を再認識し、改革に取り組むことにより、第5次山形県教育振興計画（以下、「5教振」）の一層の推進を図りながら、山形という地域に根ざした、県民誰もが誇りに思える教育を実現し未来の山形を担う子どもたちを育みます。

（注1）人間力の育成：「知的能力」、「社会・対人関係力」、「自己制御」の3要素を総合的にバランスよく高めること（平成15年4月 内閣府人間力戦略研究会報告書）

（注2）「コミュニケーション」：人と人がお互いの意思・感情・情報・知識・経験などを伝え合い、それらを共有することでお互いを理解し合うこと、「心を通い合わせる」こと

### 2 やまがた教育コミュニケーション改革のめざすもの

○ 改革のめざす、高校卒業時の子ども像を「社会の一員として他者とかかわり、共に生きる心や社会に貢献するという強い意志を持って、自分の進路を選択し、独り立ちできる子ども」とします。

○ この子ども像の実現に向け、コミュニケーション力（注3）育成の観点から、それぞれの発達段階に応じた目標として子ども像を設定するとともに、学校、家庭、地域が各段階の目標を共有し、児童・生徒一人一人を幼児期から社会に送り出す高校生期まで、地域社会全体で継続的に見守り支えていく教育を推進します。

（注3）「コミュニケーション力」：「聴く・話す・読む・書く」に加え、「表現力（態度、表情）、思考力、想像力、判断力」のほか、意識の持ちようなどをも含めた「コミュニケーション」を可能とする「人間関係形成力」

○ 子どもが生まれ、成長し、高校を卒業するまでの期間は、ほぼ20年と非常に長いものであることから、教育にあたっては、長期的視点に立ちながら、幼児期とそれに続く小学校低学年生期は「人間形成の土台づくり期」、小学校中学年生から中学1年生期は「いろいろな知識の吸収期」そして中学2年生から高校生期は「応用力の養成期」という時期にあたることを踏まえ、一步一步着実に、さらに、連続性をもって進めます。

特に、幼児期は、教育のスタート時期であり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、親や家庭をはじめ子育てにかかわる関係者が共通の理解に立って教育を推進します。

- 発達段階は、義務教育の小学校6年間、中学校3年間という学校制度を踏まえ、さらに、脳科学的見地、身体・心の成長等子どもの発達の特性に応じ「幼児期前半（3年間）＋幼児期後半（3年間）＋小1年生～4年生期（4年間）＋小5年生～中1年生期（3年間）＋中2・3年生期（2年間）＋高校生期（3年間）」の6段階とし、それぞれのめざす子ども像を設定します。
- 各発達段階のコミュニケーション力育成の観点からのめざす子ども像及びその段階における発達特性と教育課題を下記の表のとおり整理します。この表は、発達特性などを6段階の大きなくくりとして示したものであり、改革の実践にあたっては、子ども一人一人の違いを認め、子どもの成長度合いには、環境などの条件の相違により、それぞれ個人差があることに十分留意しながら見守り、育てることが重要です。

《発達段階とめざす子ども像》

発達段階	発達特性	教育課題	コミュニケーション力育成の観点からのめざす子ども像
幼児期前半 (0歳～3歳頃)	自律性の高まり 自発性の高まり	基本的信頼感の確立 生活習慣の基礎の確立	人間関係の土台となる愛着や基本的信頼感を確立し、自己の欲求をしぐさや表情、言葉で伝えることができる子ども
幼児期後半 (3歳頃～6歳頃)	積極性の高まり 目的性の高まり	基本的信頼感の確立 生活習慣の基礎の確立	他者との葛藤の中で、我慢したり、折り合いをつけながら仲直りし、友だちと楽しく遊び、楽しく話すなど、人といっしょに楽しむことができる子ども
小1～ 4年生期	知的好奇心の高まり	規範意識の醸成 善悪の判断力の育成	他者の違いを認識し、その特徴を尊重し、自分の思いや疑問を素直に表現できる子ども
小5～ 中1年生期	勤勉性の高まり 自尊感情の高まり	規範意識の醸成 仲間意識の醸成	他者との違いを前提に、立場や目的を自覚しながら対応できる子ども
中2・3年生期	自立性の高まり 社会性の高まり	公民意識の醸成	自分の価値観や生き方を模索しながらも、他者のよさを受けとめ、建設的な対応ができる子ども
高校生期	自分らしさの確立	社会的自立心の醸成	自分の価値観を持ちながら、将来の在り方生き方を自覚し、他者のよさを受けとめ、建設的な対応ができる子ども

### 3 やまがた教育コミュニケーション改革の視点

○ 改革は、次の三つの視点により取組みを進めます。

- ① 子どもの発達段階に応じたきめの細かい取組み
- ② 「体験」や「対話」を重視した取組み
- ③ めざす子ども像を県民が共有し、その実現に向け、学校（幼稚園・保育所<sup>(注4)</sup>、小学校、中学校、高等学校）、家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえ、連携し、補完し合う取組み

(注4)「保育所」は児童福祉法に基づく施設であり、学校基本法による「学校」とは異なるが、本文上、「学校」に含まれるものとして記載

## 第2章 やまがた教育コミュニケーション改革行動指針

### 1 指針策定の趣旨

○ 改革は、学校のみならず、家庭、地域における教育活動全般を見直し、心が通い合う教育を実践しようというものであり、今後とも、県民総がかりの取組みとして一層の推進を図っていくことが重要です。

○ このため、県民に本県教育の現状と課題、とりわけ「コミュニケーション」の重要性とともに、改革のめざすもの、その達成に向けた学校、家庭、地域の役割、取組みの基本方向及びその具体例を示すことにより、その実情に応じた自主的な取組みの実践につなげていくものです。

なお、この行動指針は、実践を通しながら、必要に応じ見直していくこととしています。

### 2 本県教育の現状と課題

#### (1) 現 状

○ 全国的に、少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの衰退、情報化社会の進展など「教育」を取り巻く環境が大きく変化しています。

#### 【家庭】

- ・ 一人っ子の増加、兄弟が少ない、核家族化の進行等と親の子育て意識の変化により家庭の教育力が低下している
- ・ 親離れや子離れができないことにより、子どもの自立が遅れている
- ・ 外遊びの減少、実体験の不足、TVゲーム等により、仮想と実体験の混同が生じている
- ・ 子どもの生活の乱れ、欠食・偏食・孤食の増加がみられる

## 【地域】

- ・ 都市化や過疎化の進行、価値観や就労形態の多様化等により地域社会における連帯感や人間関係の希薄化が進んでいる
- ・ 子どもが地域の中で安全かつ安心して生活できる地域の見守り機能が低下している
- ・ 子どもが世代や学年が異なる人など、地域の様々な人々と交流する機会が減少している
- ・ 子どもが身近な地域の文化や歴史、自然に触れ、学んだり、体験したり、外遊びする機会が減少している

- こうした中、子どもの「学ぶ意欲の低下」や、「いじめ」、「非行」などの問題行動、そして「不登校」、「ひきこもり」、「ニート」、「早期離職」といった社会現象が生じており、特に、「集団生活になじめない小学校低学年児童の増加」や「中学校1年生、高校1年生の不登校など不適応傾向が見られる生徒の増加」といった問題が顕在化しています。
- こうした問題には至っていませんが、次のような子どもの気になる行動が見られます。
- ・ 話す : 自分の思いや考えをわかりやすく伝えられない
  - ・ 聞く : 人の話をじっと聞いてもらえない
  - ・ 受け入れる : 異なる意見を受け止める寛容さがない
  - ・ がまんする : 物事に対してがまんできずにキレる
  - ・ 思いやる : 人を傷つけることばを平気でかける
  - ・ 思考する : 考えることに興味を持たない
  - ・ 対話する : 討論など公的な場での話し合いができない
  - ・ 関わり合う : 喧嘩などのトラブルを解決できない
- 本県では、これまで、「知徳体が調和し、『いのち』輝く人間の育成」をめざし、全国に先駆けた「少人数教育」の導入など「5教振」に基づき、「いのち」、「まなび」、「かかわり」のそれぞれの取組みを推進してきたことにより、自学自習の意欲と学力の向上、非行等の生徒指導上の問題が少ない落ち着いた学校生活、地域と連携し協力して子どもたちを育む学社連携による活動など、一定の成果が上がっています。しかしながら、全国で顕在化している問題や「子どもの気になる行動」は、県内の学校でも見られ、本県も同様の傾向にあります。

## (2) 課題

- このような、子どもたちが抱える問題は、子どもたちが「良好な人間関係を構築すること」が困難になっていることに大きく起因しており、また、現代社会のありよう、諸状況が子どもに大きな影響を与えていることから、学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちがやり直しできる機会を与えながら、この解消を図ることが重要です。
- 子どもたちが、生活の様々な場面で、異なる価値観を有する他者とも意思を疎通させ、相互理解のもと、心を通わすことができる良好な人間関係を構築するためには、「人それぞれの違いを認め、対応できる力」（違いを受容する力）や「自分の思いや考えを表現できる力」（自己を表現する力）など「コミュニケーション力」を身に付けさせることが重要です。
- コミュニケーションにあたっては、聞く、話すといった「言語」による表現に加え、顔の表情、身体の動きといった「非言語」による表現もあり、「非言語」により表現されたものを感じ取り、理解しながら心を通わせる力も合わせて高めていくことが必要です。
- 子どもたちのコミュニケーション力は、親子のスキンシップや家庭での団らん、教師や級友のみならずお年寄りなど違う世代、文化の異なる様々な人・集団との触れ合い・交流、動植物などの自然や芸術などの社会の中の本物との実体験等を通して、自らの実感・納得や感動を経験することなどにより高まります。
- そして、何よりも子どもたちが、学校、家庭、地域それぞれの場において、子どもと子ども、教師と子ども、親と子ども、そして地域の大人と子どもといった様々な多くのコミュニケーションを経験することにより高まることから、その場づくりが重要です。
- さらに、子どもたちが成長し、社会の一員として暮らしていけるよう、公共性や公共感覚といったものをしっかりと身に付けさせていくことが重要です。
- こういった教育にあたっては、学校、家庭、地域がそれぞれの担うべき役割を再認識し、実践するとともに三者が連携し、取り組むことが基本です。しかしながら、従来、家庭や地域が担ってきた教育的機能が低下しているという現状を踏まえ、学校が発信源となって、家庭や地域と協働し、県民総がかりの取組みとしていくことが重要です。

- また、学校は、教育の現場として、「教師の多忙化」といった課題を有しており、併せて解消することが不可欠です。
  - ・ 教師が心にゆとりをもって、子どもとじっくり向き合うことができない
  - ・ 教師間のコミュニケーション不足が指摘されている
  - ・ 健康面や生活面など指導に必要な子どもの情報について、家庭と学校間、校種間（幼・小間、小・中間）において、伝達不足が生じている
  - ・ 頻発する子どもの問題行動に対して迅速、適切な教育、指導が困難になっている

### 3 学校、家庭、地域の役割

#### (1) 役割分担の基本的な考え方

- 幼児期の子どもの生活は、ほとんど家庭で過ごし、親子のかかわりが重要であるなど、発達段階によって、子どもの学校、家庭、地域とのかかわり度合いに違いがあることから、学校、家庭、地域は、発達段階やそのかかわり度合いに応じた役割を果たします。
- 学校、家庭、地域は、改革の推進にあたり、「子どもの教育」、「コミュニケーション力の育成」、「各主体の連携」という観点から、それぞれ次のような大きな役割を担っており、このことを十分再認識し、取り組みます。

#### (2) 学校の役割

- 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における幼児期から高校生期までの初等中等教育は、子どもがその生涯を生きる基盤を形成するものです。
- 教師が子どもとじっくり向き合いながら、子どもの発達段階に応じたきめの細かい教育と、幼児期から高校まで児童・生徒一人一人を見つめていく継続的な取り組みにより、各学校が責任を持って「心の通い合う教育」を実現します。
- 学校だけでは解決できない課題に対応するため、学校は自ら子どもや教育に関する情報の発信源となり、家庭や地域と連携して、子どもを育てる教育環境づくりを進めます。

#### (3) 家庭の役割

- 家庭は教育の原点であり、子どものコミュニケーション力の育成をはじめ、教育の出発点であることをすべての親が再認識し、子どもを育てる最終責任が親にあることを自覚して子どもと接します。

- 温かく見守り適切な声かけをする、一緒に活動するなどにより、いつもコミュニケーションをとりながら子どもの健やかで安定した心を育みます。
- 子どもが心身共に健康な状態で登校できるよう心がけながら、学校行事や地域行事への積極的な参画などを通し、子どもを中心に学校、地域との連携を進めます。

#### (4) 地域の役割

- 「地域の子どもは、地域で育てる」という理念のもと、学校や子どもに関心を持ち、地域全体で学校や子どもを支援します。
- 地域の文化や行事を大切にし、子どもたちが地域の様々な人々と出会い、地域の文化、自然と触れ合う機会を創出します。
- 子どもたちを見守り育てる環境づくり、学校運営や教育活動にも積極的に協力、参画します。

### 4 やまがた教育コミュニケーション改革の実践

#### (1) 実践の基本方針

- 改革は、学校、家庭、地域がそれぞれに役割を担い、取り組むものですが、共に子どもたちの教育に携わるという観点から、特に、学校においては、これまで以上に学校における教育の現状の理解と信頼を深めてもらえるよう、家庭や地域に情報を発信しながら、「経営」、「授業」、「連携」の改革を一体的に実践し、学校の教育力すなわち学校力の強化に取り組みます。
- 各学校においては、「学校の教育目標」のもと、毎年度策定する「学校経営方針」に改革のめざす方向、各発達段階の目標などを反映させるとともに、全教職員が共有し、それぞれの学校の「特性、よさ」を活かした取組みを実践し、また常に検証し、改善しながら主体的に実践します。

#### (2) 経営の改革

教師が子どもとじっくり向き合うことのできる教育を実現するために、校長の指導力・組織マネジメント力のもと、教師がその有する能力を高め、また十分発揮するとともに、学校評価の実施等により、学校における教育の質を高めます。

## ① 学校経営の強化

- ・ 時代の要請に応じた学校の使命と役割を十分認識し、将来に向けた展望等に基づく経営の推進
- ・ これまでのよき学校文化を継承するとともに、教師の能力を引き出し、前向きに取り組む校長の指導力・組織マネジメント力の強化
- ・ 業務の精選・見直しやICT化（Information and Communication Technology：情報通信技術、情報コミュニケーション技術）の促進等による校務能率の向上を通じた子どもとじっくり向き合える時間の確保
- ・ 一つ一つの実践の成果と課題を全教職員が共有し、手応えや実感をもって学校経営へ参画する意識の醸成
- ・ 教職員間のコミュニケーション強化による連携の強化と同僚性の構築
- ・ 教師と児童・生徒が自由に語り合える学級風土づくり

## ② 教師の資質向上と核となる教師の育成

- ・ 授業を中心にすえた校内研究会の充実、先輩から後輩への専門性の伝授など同僚性の高い校内体制づくりに向けた職場内訓練（OJT）を重視した研修の実施
- ・ 体験や対話を中心にすえた授業づくりやコミュニケーション力育成のための具体的な指導の充実等目的を明確に、内容を焦点化した研修の実施
- ・ 子どもの心情を理解する想像力や洞察力を高めたり、カウンセリング手法の習得に向けた研修の実施
- ・ 「心が通い合う」教育を実現するための学級経営のあり方、子どもとの向き合い方等に関する具体的な事例をもとにした研修の充実、特別な支援を必要とする子どもに対する配慮
- ・ 初任者、5年経験者、10年経験者、中堅教員等教員の教職経験に応じた計画的、体系的研修への参加

## ③ 学校評価等による教育内容の改善

- ・ 自己評価を基にした学校関係者評価の実施、公表及び地域住民、保護者、NPOなどの意見、提案を取り入れた改善に向けたPDCAサイクルの確立
- ・ 子どもや保護者、地域住民の話をよく聴く教師集団づくり
- ・ 保護者、地域住民に対する学校経営や子どもの学習状況についての丁寧な説明責任（アカウンタビリティ）の遂行

### (3) 授業の改革

「体験」や「対話」を重視し実感や感動が行き交う中で、基礎的、基本的な知識、技能の習得と知識技能を活用しながら思考力、判断力、表現力を高めていく授業や交流を通して自己の生き方や職業観などを育む授業とするために、子どもを理解した教育を基本とする指導内容や方法の工夫、改善に取り組みます。

#### ① 体験や対話を重視し、一人一人の個性や違いを大事にした授業の展開

- ・ 子どもの長所を伸ばす、子どもに得意を持たせるという視点を大切にした授業
- ・ 子どもの各発達段階に応じた内容及び指導方法による体験学習や言語活動を取り入れた授業
- ・ 体験を共有し、子ども一人一人の実感・感動・納得を引き出す授業
- ・ 子どもの身近にあっても隠れているすばらしい地域資源を再評価し、活用する授業
- ・ 一人一人の違いや個性を認め、対話を通して「違い」をもとに考えを深めたり、新たな価値に気付いたりすることができる授業
- ・ 自分の思いを素直に表現するとともに、友人の話に心を寄せて聴くという活動が連続する学習過程の工夫
- ・ 作文など書くことにより自分の考えを整理したり、伝えたりすることができる授業
- ・ 体験や対話を取り入れた学習やグループ学習など、他者と協同して学ぶ形態の工夫
- ・ 自然観察などの体験を通して、子どもの驚きや疑問、興味や関心などを引き出す、科学の芽を育む授業
- ・ 離れた人・地域との交流、双方向のやり取りといったことを可能とするICTの特性を活用した授業

#### ② 対話を核にした協同的な学習を通して「知識や技能を活用する力」を育む授業の展開

- ・ 学習内容や課題を自分の生活や体験とのかかわりでとらえ、相互の見方・考え方を基に多様な視点から解決していく授業
- ・ 質問や問い返し、対論等相互の見方・考え方が行き交う連続的な「対話」を通して、思考力、判断力、表現力を育む授業

#### ③ 体験と交流を通して「いのち」のつながりや自己の生き方に気づく授業の展開

- ・ 他者や社会、自然や文化等に自分の問題として向き合い、主体的にかかわることを通して、「いのち」のつながりに気づき、互いの見方、考え方を話し合う中で「自己の生き方」まで広げ深めていく授業

#### ④ 体験と交流を通して「職業観・勤労観」を育む授業の展開

- ・ 学んだことを将来の生き方とかかわらせて価値付けることを大切にした授業
- ・ 身近な大人や先人の生き方に触れたり、働くことなど、様々な体験を通して、公共性や公共感覚といったものを身に付けさせることにより、人生観や職業観などの醸成を図る授業
- ・ インターンシップと連動した授業の展開と外部人材の活用

#### ⑤ 教科以外の諸活動の実施と参加の促進

- ・ 児童・生徒間、教師と児童・生徒間、児童・生徒と地域との交流を通して、子どもたちのコミュニケーション力の育成に大切な役割を持つ学校行事、特別活動、部活動等の実施と参加の拡大
- ・ 本の魅力と読み手との交流を楽しめる読み聞かせの工夫などによる仲間との心地よい空間づくり

#### ⑥ 遊びや体験を通して「人」や「もの」とかかわる力を育む幼児教育における活動の展開

- ・ 身近な自然や動植物に関心を持ち、思いを込めてかかわる心を育むための活動環境の工夫
- ・ 本物に触れ、五感で感じたことを自由に表現できる体験的な学習活動の充実
- ・ 絵本や昔話、人形劇などを通して、子どもの感性を高め、想像力を育むための活動の充実
- ・ 遊びの中で、他の幼児の考えに触れ、新しい考えを生み出す楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つ環境構成の工夫
- ・ 友達とかかわりながら試行錯誤したり、話し合ったりする中で、共同して遊ぶ楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができる活動の充実
- ・ 仲間との遊びの中で規範意識やきまりの必要性を実感し、自分の気持ちを調整する力を育てていく援助の工夫

### (4) 連携の改革

共に手を携えて子どもを育むという観点から、家庭や地域を巻き込んだ教育環境づくりのために、学校は家庭や地域に対して開かれた学校づくりをめざし、その教育力を提供し、家庭・地域は学校を支援することにより、協働した教育を推進します。特に、幼児期の教育は、多くの部分を家庭が担っていることから、親の積極的な参画を図り、家庭、幼稚園・保育所等、地域の三者が一体となった「幼児共育」の推進に取り組みます。

## ① 学校における実践

- ・ 地域内の「幼・小」間、「小・中」間等の連携の推進
- ・ 「幼・小」連携を推進するための幼稚園教育の重要性に対する教師の理解の促進
- ・ 学校・家庭・地域の連携を主体的に推進するコーディネーターの役割を果たす地域の人材の発掘と推進組織の設置
- ・ 教師が本務である授業や教材研究等に集中できるようにするために、登下校指導などについての地域・保護者との連携・協力の推進
- ・ 学校が地域や家庭に「お願いしたいこと（周知）」、「協力してほしいこと（支援）」、「一緒にしたいこと（協働）」を明確にした連携
- ・ 保護者、地域住民等の提案、提言を活かした行事の推進
- ・ 豊かな知識と経験を有する地域の住民やOB教員などの人材の活用及び地域文化等に関わる団体やNPO等との連携
- ・ 運動会や文化祭などの学校行事への地域の人々の招待、教師、児童・生徒の地域の行事への積極的な参画による相互理解、互恵関係づくり
- ・ 農業関係者など多様な主体との連携による家庭・学校・地域における食育の推進
- ・ 地域の企業、組織、各種団体と連携した教育活動の展開
- ・ 地域の文化を学校が受け継ぎ、また、学校の文化を地域の文化として振興

## ② 家庭における実践

### 【個々の家庭における取組み例】

- ・ 親自身のコミュニケーション力向上と家庭内コミュニケーションの推進
- ・ 子どもたちの基本的な生活習慣の確立に向けたしつけ
- ・ 規則正しい、バランスのとれた食事など家庭における食育の推進
- ・ 絵本の読み聞かせ、読書、家庭学習の習慣化
- ・ 家族の一員としての子どもの「仕事」の分担と協同の作業、活動
- ・ 子どもの生活を乱さないゲーム、携帯電話の選択や使用のルールづくり

### 【PTAの取組み例】

- ・ PTA活動における保護者と学校の役割を明確にした共に子どもを育む仕組みの整備
- ・ PTA活動における家庭教育を推進する取組みの重点化
- ・ 親の子どもへの接し方を学ぶ保護者研修会の実施

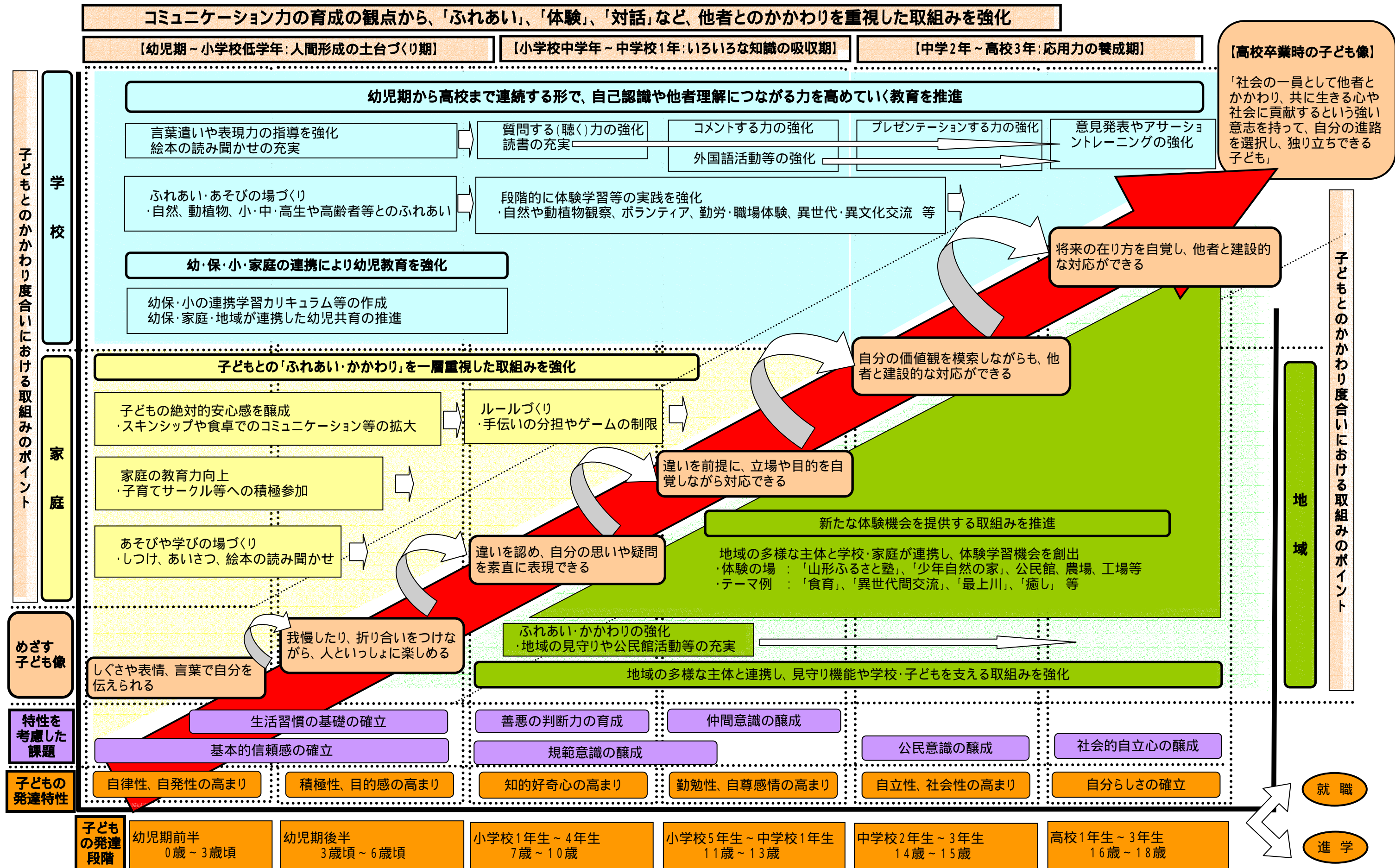
### ③ 地域における実践

- ・ 地域のNPOの様々な場面における行政、他団体等との連携の強化、拡大
- ・ 地域活動の拠点となる公民館活動の充実や子育てサークルのネットワーク化などによる地域での子育て支援
- ・ 地域の子どもに関心を持ち、みんなで育てるという意識の醸成と積極的な関わりの実践
- ・ 放課後や週末等における子どもの安全で安心な居場所の確保
- ・ 地域行事や地域文化の伝承活動を通した子どもとお年寄りとの異世代間のふれあいなど多様な交流の促進
- ・ 「少年自然の家」などを活用した子どもが体験的な学習ができる「場」づくりと学習プログラムの開発
- ・ 登下校の安全など、地域での見守り
- ・ 安心して外遊びできる場所の確保

### (5) 子どもの発達段階に応じた実践

- 改革は、学校、家庭、地域が子どものコミュニケーション力の育成の観点からの発達段階ごとの発達特性、教育課題とそのめざす子ども像を共有し、それぞれ連携しながら取り組むことが重要であり、その取組みの一部の例を別表のとおり示します。

# 子どもの発達段階に応じた実践



## 第3章 やまがた教育コミュニケーション改革推進のための施策展開

### 1 県民運動の展開に向けた普及啓発の推進

- 学識経験者、学校、PTAなど教育関係者の意見を聞きながら、学校や家庭等に対して改革の目的、取組みを示す行動指針の概要版や実践例をまとめたガイドブックの作成、配布や県ホームページの掲載により、全県あげた改革の推進に向けた普及啓発を進めます。
- 「山形県教員研修体系」に基づき、県教育センターにおいて基本研修、職務研修及び専門研修を実施します。
- 教師を対象にした「学びを考えるフォーラム」の開催など改革の理念を軸にした実践事例の発表等を含めた研修を実施します。
- PTA連合会、NPO等と協力、連携しながら県内各地において、保護者との座談会や広く県民を対象にしたフォーラム等を開催します。

### 2 やまがた教育コミュニケーション改革の視点からの教育施策の充実

#### (1) 新たな少人数学級編制等の展開

- これまでの成果や課題を十分踏まえた新しいプランに基づき、教師が子どもとじっくり向き合えるよう、小学校低学年への個別支援や小学校高学年から中学校1年生にかけての連続性を重視した理数教育等の充実、中学校における不登校、別室登校生徒への学習支援とともに、少人数学級編制の中学校2・3年生への段階的な拡充を進めます。

#### (2) 校種間の連携の強化

- 「幼・小」、「小・中」、「中・高」間の円滑な学校生活の接続、連続性のある教育を実現するため、「幼・保・小連携小学校スタートプログラム」(仮称)の開発と普及、教師の交流・研修の場の設定や人事交流の実施などにより校種間の連携を強化します。

#### (3) 子どもの発達段階に応じた教育の推進

- 発達段階に応じたきめの細かい教育を実現するため、関係機関と連携しながら、各発達段階における親・教師の子どものかかわり方の手引書の作成や、保護者がより身近に主体的に学習できる機会を創出し、学校及び家庭の教育を支援します。

特に、幼児期の教育の強化のために、「幼児共育アクションプログラム」を推進するとともに、出前相談室・講座の開催などにより家庭の教育力の向上を支援します。

#### (4) 体験・対話を重視した教育の推進

子どもたちに様々な体験学習を提供するために、学校と連携したモデル事業の実施によりプログラムや教材の開発を行うとともに、その活用に向け地域との連携を図る仕組みづくりを進めます。

教師の対話力の向上を図るために、ガイドブックの作成やセミナーの開催を行います。また、子どもたちの英語によるコミュニケーション力を高めるために、ALT（外国語指導助手）との実践的な会話を取り入れた合宿授業などを実施します。

子どもたちの体験・読書活動を支援する「いのちの教育サポーター」の養成、キャリア教育におけるインターンシップの推進、食育における栄養教諭を中核とした活動の推進など体験・交流及び家庭・地域との連携を重視した「いのちの教育」を推進します。

子どもたちが地域の方々から生活文化や知恵、伝統芸能などを学びながら伝承していく「山形ふるさと塾」を推進します。

放課後や週末等における子どもたちの安全で健やかな居場所をつくり、地域ボランティアの参画による多様な体験活動や学習活動を実施する「放課後子どもプラン」を推進します。

#### (5) 学校における実践への支援

各学校の主体的かつ率先した改革推進に向けた取組みを市町村教育委員会と連携して支援します。

### 3 教師の「ゆとり創造」のための施策の充実

教師が心にゆとりをもって、子どもとじっくり向き合えるようにするため、アクションプログラムを策定するとともに、「ゆとり創造推進会議」（仮称）において、その進行管理を行いながら多忙化の解消に向けた各種事業の計画的な実施と取組みの支援を行います。

アクションプログラムの進行管理にあたっては、小学校、中学校、特別支援学校、高

等学校それぞれの実態を十分把握することが不可欠であり、そのために校種別のワーキング会議を設置します。

学校経営の中心的役割を担う管理職等を対象にしたマネジメント研修会の開催、業務改善事例集の提供などにより、学校における校務運営の効率化に向けた取組みを支援します。

県立学校の校内LANの整備、市町村立学校の職員室LAN構築整備への支援及びセキュリティ対策ガイドラインの作成などにより、学校における事務作業の効率化に向けたICT化の促進に向けた取組みを支援します。

地域の退職教員・経験豊かな社会人など「外部人材」の学校への派遣、部活動への外部指導者の派遣、登下校時の「地域学校安全指導員」の配置などにより教師をサポートします。

積極的な学校支援ボランティア活動を通じ、地域住民とのかかわりの中で子どもたちを育てるとともに、学校教員の負担軽減にもつながる地域ぐるみで学校運営を支援する「学校支援地域本部」の全県的な活用を進めます。

メンタルヘルスセミナーの開催や職場内外の相談機能（カウンセリング）の充実等教師の負担感・多忙感を軽減する環境づくりを進めます。

#### 4 やまがた教育コミュニケーション改革推進体制の整備

各市町村教育委員会・教育長、市町村長、校長の理解のもと、協働の仕組みを構築し、意見調整を綿密に行いながら改革を推進します。

改革の推進のため、県教育委員会、各市町村教育委員会、各学校において、それぞれの役割に応じて取組みを検討、推進する組織を運営します。特に、学校においては、校長のリーダーシップにより、全校あげて、機動的、継続的に取り組む体制を整備します。

改革に関連する各種事業の効果的な推進を図るために、県教育委員会各課、教育事務所、教育センターからなる「事業推進会議」（仮称）を設置します。

改革の推進、各学校における主体的な取組みの促進に向け、市町村教育委員会との連

携を強化するために県内4地域（教育事務所単位）に連絡会議を設置するとともに、各市町村教育委員会、学校の訪問などを実施します。

教育庁、県教育センター、教育事務所、市町村教育委員会の全指導主事等が「共に創る活動」を通して、改革を理解し、各学校への助言、支援を実施します。

地域ぐるみで、改革を推進するPTAやNPOを中心とした組織づくりを進めます。

## 5 やまがた教育コミュニケーション改革の評価・検証

改革に関連する県教育委員会の各種事業を適正に評価・検証するために、事業推進会議（仮称）及び市町村教育委員会との連絡会議を運営します。

学校などにおける改革の実践等の成果について専門的な見地から検証を実施するために、山形大学など高等教育機関との連携を強化します。

改革をはじめ県教委の施策全般について幅広い視野からの評価と意見、提言を徴するために、外部有識者からなる教育懇話会（仮称）を設置します。

改革の評価・検証により行動指針を見直すにあたっては、県民の意見を幅広くお聞きしながら進めます。

## 第4章 やまがた教育コミュニケーション改革の今後の展開

山形大学など教育に係る団体等との連携の強化や県教育センターのシンクタンク機能の向上を図りながら、改革の県民運動を展開し、その実践の積み重ねにより新たな「教育県やまがた」の教育理論を構築していきます。

学校、家庭、地域が一体となった改革の実践の成果については、子どもの「学ぶ意欲の低下」や「不登校」といった全国的な教育問題の解消に向けた取組みとして、全国に向け発信するとともに、他県との情報交換等を図りながら教育の質を高めます。

改革を契機に、子どもを健やかに育てたいという思いを県民が共有し、誰しものが誇りに思う本県教育を実現するために、県民が一丸となって取り組む「道標」となる「教育憲章」（仮称）の制定について、在り方も含めて検討します。

山形県教育委員会

〒990-8570

山形県山形市松波2-8-1

担当：総務課教育企画室

TEL 023-630-2692

FAX 023-630-2998